

私立学校教職員共済法施行規則及び私立学校教職員共済法施行規則等の
一部を改正する省令の一部を改正する省令について

1. 改正の趣旨

(1) 出産費関係

- 令和4年1月1日からの産科医療補償制度^(※)の見直しを踏まえた、健康保険法施行令等の一部を改正する政令(令和3年政令第222号。以下「健保政令等一部改正令」という。)が令和4年1月1日に施行され、私学共済制度の出産費及び家族出産費(以下「出産費等」という。)の額が改正される。
- また、産科医療補償制度の補償対象基準等の見直しが行われることを踏まえて、健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号)に規定する出産育児一時金に係る特定出産事故の基準について、健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第137号)が公布され、必要な規定の整備が行われた。
- これを受けて、私立学校教職員共済法施行規則(昭和28年文部省令第28号。以下「私学共済規則」という。)に規定している出産費等の加算額及び出産費等に係る特定出産事故の基準についても、必要な規定の整備を行う(公務員共済に係る省令についても、同様の改正が行われる。)

※ 分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児とその家族の経済的負担を速やかに補償する等のための制度。加入者又はその被扶養者(以下「加入者等」という。)が出産する場合、出産に要する費用のほか、産科医療補償制度の掛金を医療機関に支払う必要がある。

(2) 傷病手当金及び福祉事業における健康診断情報の活用促進関係

- 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和3年法律第66号。以下「改正法」という。)により、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号。以下「私学共済法」という。)において、以下の事項が改正された(健康保険法(大正11年法律第70号。以下「健保法」という。)、公務員共済各法も同様。)
 - ① 傷病手当金と労災給付の調整に係る情報照会規定の創設
 - ② 福祉事業における健康診断の情報の活用促進
- これに伴い、健康保険法施行規則について必要な規定の整備(健康保険法施行規則等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第181号))が行われることから、私学共済規則についても同様に、必要な規定の整備を行う(公務員共済に係る省令についても、同様の改正が行われる。)

(3) 障害年金関係

- 国民年金法(昭和34年法律第141号。以下「国年法」という。)第30条第1項に規定する障害基礎年金及び厚生年金保険法(昭和29年法律第115号。以下「厚年法」という。)第47条第1項に規定する障害厚生年金は、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その疾病

又は負傷及びこれらに起因する疾病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（以下「初診日」という。）において、被保険者である者等が、当該初診日から起算して1年6月を経過した日（その期間内にその傷病が治った場合においては、その治った日（その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至った日を含む。）において、その傷病により国民年金法施行令（昭和34年政令第184号。以下「国年令」という。）別表及び厚生年金保険法施行令（昭和29年政令第110号。以下「厚年令」という。）別表第1の障害等級に該当する程度の障害の状態にある場合等に、その障害の程度に応じて、その者に支給することとされている。

- 障害基礎年金及び障害厚生年金に係る障害等級の基準は国年令別表、厚年令別表第1等に規定しているところであるが、視覚障害に係る障害等級の基準については、平成24年の「障害年金の認定（眼の障害）に関する専門家会合」（以下「専門家会合」という。）で検討課題とされた事項や、平成30年7月に行われた身体障害者手帳（視覚障害）の認定基準の見直し内容等を踏まえて、令和3年4月及び5月に専門家会合を開催し、基準の見直し案の検討が行われた。
- 令和3年5月の専門家会合において、見直し案がとりまとめられ、国民年金法等の一部を改正する政令（令和3年政令第303号。以下「改正政令」という。）により、国年令別表等に規定する視覚障害に係る障害等級の基準が改正された。
- これに伴い、厚生年金保険法施行規則（昭和29年厚生省令第37号。以下「厚年規則」という。）について必要な規定の整備（国民年金法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴う厚生労働関係省令の整備及び経過措置に関する省令（令和3年12月27日公布予定）が行われることから、私学共済規則についても同様に、必要な規定の整備を行う（公務員共済に係る省令についても、同様の改正が行われる。）。

2. 改正の内容

（1）出産費関係【本省令第1条、附則第2条】

- 産科医療補償制度の掛金引下げに伴い、出産費等の加算額の見直しを行うもの。
 - ① 出産費等の額 40.4万円 → 40.8万円（政令改正で措置済み）
 - ② 加算額 1.6万円 → 1.2万円（今回の省令改正で措置）
- 産科医療補償制度の補償対象基準等の見直しに伴い、出産費等に係る特定出産事故の基準の見直しを行うもの。

【現行】

- ① 体重が1,400グラム以上であり、かつ、在胎週数が32週以上であること。
- ② 在胎週数が28週以上であり、かつ、文部科学大臣が定めるものに該当すること。

【改正後】

- ① 在胎週数が28週以上であること

(2-1) 傷病手当金関係【本省令第1条】

- 改正法により、日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）は、傷病手当金の支給において必要がある場合に、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定による休業給付又は傷病年金（以下「休業給付等」という。）の支給を行う者に対して、当該給付の支給状況に関する必要な資料の提供を求めることが可能となった。
- これを受けて、事業団に提出する傷病手当金の請求書に、休業給付等の受給状況の記載を追加するもの。

(2-2) 福祉事業における健康診断情報の活用促進関係【本省令第1条】

- 改正法により、事業団は、加入者及びその被扶養者（以下「加入者等」という。）の健康の保持増進のために必要な事業を行うに当たって必要があると認めるときは、加入者等を使用している事業者等又は使用していた事業者等に対し、当該加入者等に係る健康診断に関する記録の写し等の提供を求めることができ、また、加入者等に係る健康診断に関する記録の写し等を求められた事業者等は、当該記録の写しを提供しなければならないこととされた。
- これを受けて、「文部科学省令で定める」とされた各事項について定めるもの。

(3) 障害年金関係【本省令第2条、附則第3条～第6条】

- 改正政令において、改正政令の施行に伴って障害等級が上昇する者による額改定請求を可能にするため経過措置が設けられたことに伴い、厚年規則と同様に、厚年法による障害厚生年金及び障害手当金、私学共済法による職務障害年金、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「一元化法」という。）附則第78条第3項に規定する給付のうち障害を給付事由とするもの（以下「旧職域加算障害給付」という。）並びに一元化法附則第79条に規定する障害共済年金の受給権者に係る当該額改定請求の手続について、下記①、②の経過措置の規定を設ける。
 - ① 施行日前に受給権が発生した障害厚生年金、職務障害年金、旧職域加算障害給付及び障害共済年金の受給権者のうち、障害等級が2級から1級又は3級から2級に繰り上がる者が額改定請求を行う場合の規定。
 - ② 施行日前に受給権が発生した障害手当金の受給権者のうち、障害等級が障害手当金相当から3級に繰り上がる者が障害厚生年金の支給を請求する場合の規定。
- その他、厚年規則の改正に伴い、必要な規定の整備を行う。

3. 施行期日等

公布日：令和3年12月28日

施行日：令和4年1月1日